

建築工学コース大学院博士前期課程 8 月入試に関する注意事項

□筆記試験の携帯品について

1. 募集要項に記載されているもの。

携帯用計算用具〔プログラム機能等を有しない電池式電卓〕については、加減乗除、ルート、メモリー、%機能、関数機能を限度とし、プログラム機能を有せず、小型で音のしないものとします。なお、「構造力学」では携帯用計算用具を携帯できません。

2. 時計として使用できるものは、計時機能のみのものとします（辞書、電卓、端末等の機能があるもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものは不可であり、これらに該当する場合や、該当の有無が判別しづらいものは解答を一時中断させて、試験終了まで預かることがあります）。
3. 辞書の持ち込みは不可とする。

□建築設計製図試験について

1. 建築設計製図の試験は建築工学製図室（S1-911 室）で行う。
2. 製図板と T 定規は試験場に準備しているものを使用のこと。
3. 答案用ケント紙とエスキス用方眼紙は、支給する。
4. 筆記試験の携帯品に加えて、次の用具を持参すること。
 - ・三角定規
 - ・ものさし（三角スケールも可）
 - ・筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、芯ホルダー、消しゴム）
 - ・用紙を製図板に固定するテープ（無地のもの）
5. 以下の用具・携帯品を持参してもよい。
 - ・携帯用計算用具
 - ・勾配定規、コンパス、鉛筆削り
 - ・色鉛筆、マーカー、サインペン等
 - ・修正ペン、修正テープ
 - ・分度器、雲形定規、自由定規
 - ・消しゴムのカスを払うための羽根・ブラシ等
 - ・字消板
 - ・飲み物（ペットボトル等のふた付きのもの）
 - ・タオル
6. 以下の用具は使用することができない。
 - ・製図板の下に敷く枕
 - ・型板（テンプレート）
 - ・メモ用紙、トレーシングペーパー

□その他

試験会場の開錠時刻は、試験開始の 30 分前とします。

以上